

整備計画部会の設置について

特定都市再生緊急整備地域の指定に伴い、都市の国際競争力の強化を図るために必要な都市開発事業及びその施行に関連して必要となる公共公益施設の整備を推進するため、整備計画を作成することとし、都市再生緊急整備協議会に整備計画部会を設置する。

協 議 会

都市再生特別措置法（抄）

第十九条の二 特定都市再生緊急整備地域が指定されている都市再生緊急整備地域に係る協議会は、地域整備方針に基づき、特定都市再生緊急整備地域について、都市の国際競争力の強化を図るために必要な都市開発事業及びその施行に関連して必要となる公共公益施設の整備等に関する計画（以下「整備計画」という。）を作成することができる。

協 議 会 会 議

規約（案）第十二条第一項に基づき部会を設置

規約（案）（抄）

第十二条 議長は、特定の区域又は事項に関し必要な協議及び調整等を行うため、協議会に部会を置くことができる。

整 備 計 画 部 会

整 備 計 画

<記載すべき事項>

- ・都市の国際競争力の強化に関する基本的な方針
- ・都市の国際競争力の強化のために必要な都市開発事業
- ・都市の国際競争力の強化のために必要な公共公益施設の整備に関する事業、上記の事業により整備された公共公益施設の適切な管理のために必要な事項
- ・その他、都市の国際競争力の強化のために必要な都市開発事業及びその施行に関連して必要となる公共公益施設の整備等の推進に関し必要な事項